

令和7年度 スマート林業構築普及事業 先端林業技術公募・実証事業 募集要項

制定：令和7年（2025年）7月16日

施行：令和7年（2025年）7月18日

（趣旨）

第1条 長野県が実施する「令和7年度スマート林業構築普及事業（先端林業技術公募・実証事業）業務委託」のうち、林業現場における長野県に適した省力化・低コストの「技術革新」、特に先進的な主伐・再造林の推進に資するための低コスト造林技術等の実証を行い、県内に広く有効事例の普及啓発を行うため、本要項は一般社団法人長野県林業コンサルタント協会（以下「協会」という。）が主伐・再造林低コスト造林技術等モデルを実施する団体等を公募し、実証事業を行うために定めるものである。

（公募の対象団体等）

第2条 公募の対象となる団体（以下「団体等」という。）は、長野県内の次に掲げる者とする。

- ① 市町村
- ② 広域連合（地方自治法284条3項団体）
- ③ 一部事務組合（地方自治法284条2項団体）
- ④ 財産区（地方自治法294条団体）
- ⑤ 市町村等で組織する山林協会・林業振興会等
- ⑥ 森林組合
- ⑦ 森林組合を除く県内林業事業体のうち、意欲と能力のある林業経営者
- ⑧ 意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体

（公募の内容）

第3条 長野県内の森林法第5条の民有林を対象に、省力化・低コストに資するICT技術・リモートコントロール（遠隔操作）技術等、最先端の林業技術（別添：参考資料-1）を活用して事業を実施するものとする。

2 事業は、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 主伐
- (2) 地拵え
- (3) 苗木運搬
- (4) 植栽
- (5) 下刈り等初期保育
- (6) 植栽木食害対策
- (7) その他主伐・再造林の推進に資するもの

（応募の留意事項）

第4条 次の事項に留意し、応募すること。

- 2 応募は1団体等1件とする。
- 3 次に掲げる事項に該当する場合は公募の対象とならない。
 - (1) 事業地
 - ① 国有林

- ② 森林法第2条森林
- ③ 他の団体のモデル事業として実施している事業
- (2) 最新技術を用いない従来型の主伐・再造林事業
- (3) 森林所有者等関係機関、地域住民との間に係争が想定される事業
- 4 協会は採択した施業について工程等実証調査を実施するため、協会と綿密な調整及び調査への協力を必須とする。
- 5 事業実施に必要な経費は応募者が負担する。
- 6 採択された団体等には、ICT技術及びリモートコントロール（遠隔操作）技術等、最先端機器のレンタル費用等の一部を長野県が支援する。その費用等については、長野県から別途示すものとする。
- 7 応募した事業の実施期間は、採択通知日から令和8年1月末までとする。

(公募の申請)

- 第5条 公募を申請する団体等は、公募申請書（別記様式第1号）に計画書（別記様式第2号）を添え、令和7年8月22日（金）までに協会に提出するものとし、申請者は協会が指定した日に申請説明（プレゼンテーション）を行うものとする。
- 2 公募の採択は、協会が別に定める「令和7年度スマート林業構築普及事業先端林業技術公募・実証事業公募・選定要領」（以下「選定要領」という。）に基づく選定基準により、「公募技術選定会」（以下「選定会」という。）で審議し、3団体等を決定する。
 - 3 選定結果は、申請団体等に通知するとともに、採択した団体等にあつては決定（別記様式第3号）を併せて通知するものとする。

(公募申請の内容)

- 第6条 公募申請の内容（計画書：別記様式第2号）には、次の事項を記載するものとする。
- ① 事業名（任意）
 - ② 申請団体名
 - ③ 団体代表者
 - ④ 事業区分（要項第3条第2項の区分）
 - ⑤ 実施箇所
 - ⑥ 実証する先端技術
 - ⑦ 実証する先端技術機器の費用（レンタル費用等）
 - ⑧ 具体的内容
 - ⑨ 実証事業期間（作業工程等）
 - ⑩ 比較対照となる従来型の人工数（作業効率等）又はコスト
 - ⑪ 想定される実証先端技術による人工数（作業効率等）又はコスト
 - ⑫ 想定される県内への普及効果
 - ⑬ 森林所有者等、関係機関（ステークホルダー）への実証事業時実施承諾の有無
 - ⑭ 実証調査への協力体制
 - ⑮ その他

(採択した公募事業の条件)

- 第7条 次に掲げる事項は、採択された公募の条件とする。
- (1) 事業の内容について、事業の実施及びその他事業の主要な内容の変更をしようと

するときは、速やかに協会に申請して、その承認を受けるものとする。

(2) 事業を中止し、若くは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となった場合を含む。）は、速やかに協会に申請して、その承認を受けることとする。

(4) 事業に係る証拠書類は、事業の終了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存することとする。

(変更承認申請書等)

第8条 申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき、事業内容変更承認申請（届出）書（別記様式第5号）

(2) 事業を中止又は廃止しようとするとき、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）

(応募の取下げ)

第9条 採択団体等は、採択決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、応募を取り下げることができるものとする。

2 応募の取下げは、事業実施申請取下書（別記様式第4号）により行うものとする。

(実績報告)

第10条 採択団体等は、事業が完了したときは速やかに事業実績報告書（別記様式第7-1号、7-2号）を提出するものとする。

(評価及び公表)

第11条 原則として、採択団体等の事業内容は、公開（協会ホームページ）するものとする。

2 協会が実施する実証事業の結果は、公開（協会ホームページ）するとともに、協会が実施する事業検証報告会（対象：林業事業体、市町村、県）で報告する。

(書類の提出等)

第12条 この要項により提出する書類は1部とする。

2 前項の書類は、協会に提出するものとする。

3 「地方公共団体における押印見直しマニュアル（内閣府：令和2年12月18日）」に基づき提出書類の押印は省略するものとする。

(その他)

第13条 本事業の実施につき必要な事項は、この要項に定めるもののほか、協会が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要項は、令和7年（2025年）7月18日から施行する。

【別添:参考資料-1】

林野庁「新しい林業」 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/keiei.html>

林野庁 造林に係る省力化・低コスト化技術指針

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/houkokusho/syokusai.html>

一般社団法人林業機械化協会 <https://www.rinkikyo.or.jp/>

「新しい林業」経営モデル実証事業3か年の成果

<https://www.rinkikyo.or.jp/news/view/177>

- 「新しい林業」経営モデル 3か年の成果
- 「新しい林業」経営モデル 1 2 実証主体による広報ビデオ

林野庁 林業機械の自動化・遠隔操作化にむけて 2023年3月15日現在

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/morihub/attach/pdf/houkokusyo_230315-3.pdf

林野庁 スマート林業オンライン講座

https://www.rinya.maff.go.jp/j/ken_sidou/fukyuu/movie.html

林野庁 低コスト造林技術実証・導入促進事業 低コスト造林技術の導入に向けて

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/houkokusho/attach/pdf/syokusai-5.pdf>

林野庁 ドローンを活用した苗木等運搬マニュアル 令和5(2023)年3月

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/houkokusho/attach/pdf/doron-10.pdf>

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所

急傾斜地の苗木運搬を省力化する林業用「電動クローラ型1輪車」

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/research/saizensen/2024/20240924.html>

電動四足歩行ロボット

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/press/2022/20220628/index.html>

一般社団法人 日本森林技術協会 スマート林業実践マニュアル 令和5(2023)年3月

https://www.jafta.or.jp/contents/jigyo_consulting/11_list_detail.html